慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔民集未登載最高裁民訴事例研究五六〕再生計画の決議について民事再生法一七四条二項三号所定の不認可事由があるとはいえないとされた事例 再生計画認可決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件 最高裁令和三年一二月二二日第二小法廷決定
Sub Title	
Author	高田, 賢治(Takata, Kenji) 民事訴訟法研究会(Minji soshōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2023
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.96, No.8 (2023. 8) ,p.27- 41
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20230828-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔民集未登載最高裁民訴事例研究　五六〕

再生計画の決議について民事再生法一七四条二項三号所定の不認可事由があるとはいえないとされた事例

再生計画認可決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

最高裁令和三年一二月二二日第二小法廷決定（最高裁令和三年(許)第四号、令和三年(許)第六号、抗告棄却）裁判所ウェブサイト

〔事　実〕

医療法人AとBとの間で、医療機器等の転売取引に関しAのBに対する債務につき、執行認諾文言付公正証書（本件公正証書）が、A・B双方の代理人（弁護士）により作成されていた。

Aの再生手続において、管財人に選任されたXは、Bの約一一億円の債権届出（本件届出債権）を全額否認し、請求異議の訴え（本件請求異議訴訟）を提起した。他方、Bの再生手続において、Xは、約二一億円の不当利得返還請求権を債権届出したが（A届出債権）、Bに否認されたため、約一一億円の査定申立てをした（本件査定申立て）。Xによる本件請求異議訴訟の提起及び本件査定申立ては、AB間に架空取引に係る売買契約は不存在または無効であることから売買代金等について不当利得返還請求権を有するとの主張によるものであった。もっとも、本件公正証書作成等に関与したAの元理事らから前記主張を裏付けるための協力は得られておらず、AからBに対する支払いと各売買契約等との対応関係等も明らかになっていなかった。

Xは、Aの再生計画案（本件再生計画案）を提出し、付議決定を受けて、債権者集会期日を令和二年七月一五日とした。Xは、同年六月二三日、裁判所の許可を得て、Bと概略、以下のような和解契約（本件和解契約）を締結した。この許可は、本件届出債権及びA届出債権が長期にわたり確定しないことはAとBの各再生手続にとって望ましいものではなく、

現金の流出のない形で紛争を早期に終了させることには合理性がある旨の管財人の説明を踏まえたものであった。

①Xは、同年七月三日までに本件査定申立て及び本件請求異議訴訟を取り下げる。

②上記取下げがされた場合、Bは同月七日までに本件再生計画案に賛成票を投ずる。

③Bは本件再生計画認可決定が確定したときは、Aに対し、本件査定申立てに関する解決金六四〇万円余を支払う。

④BとXは、権利変更後のAのBに対する弁済額が六四〇万円余となることを確認し、本件再生計画認可決定が確定したときは、権利変更後の本件届出債権と上記解決金債権とを対当額で相殺する。

⑤BとXは、BとAの間に、本件和解契約のほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

Xは本件和解契約に従い、本件査定申立て及び請求異議訴訟を取り下げ、Bは本件再生計画案に賛成票を投じ、債権者集会において、本件再生計画案は、議決権総額の約六一パーセントの議決権者の同意を得て可決された。Bは上記総額のうち約二〇パーセントの議決権を有していた。

再生債権者Yらは、Aについての再生計画認可決定に対して、本件和解契約の締結はBに対して不正な利益を供与するものであり、本件再生計画案の可決は信義則に反する行為に基づいてされたものであるから、民事再生法一七四条二項三号に該当する事由があるとして即時抗告した。原審は抗告棄却。Yらが更に抗告したのが本件である。

〔決定要旨〕

抗告棄却。

「……本件和解契約によれば、Aは、……解決金債権を新たに取得し、これとの相殺により権利変更後の本件届出債権の全額を消滅させることができることとなる。本件和解契約締結当時、本件届出債権の存在等を裏付けるものとしてBとAの双方が弁護士を代理人に選任して作成された本件公正証書が存在する一方、Xは本件届出債権の不存在及びA届出債権の存在を裏付ける確たる証拠を有しているとはいい難い状況にあった上、Bにつき再生手続が開始されており、仮にA届出債権の存在が確定したとしても通常はその少なからぬ部分につき回収不能となることが見込まれたものであり、Aの再生手続の進行状況等をも考慮すれば、本件和解契約の締結は、Bに一方的に有利なものではなく、Aにとっても合理性があるものであったということができる。そして、以上のような本件和解契約の内容、Aの置かれていた客観的状況に加え、本件和解契約の締結の経緯等にも照らせば、本件和解契約が専らBの議決権行使に影響を及ぼす意図で締結されたとまではいえない。これらの事情に照らせば、本件和解契約の

締結が、Bに対して不正な利益を供与するものであるとも信義則に反する行為に当たるとも断じ難いというべきであって、本件の事実関係の下において、本件再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとまではいえない。したがって、上記決議について法一七四条二項三号に該当する事由はないとした原審の判断は、結論において是認し得る。」

菅野博之裁判官と草野耕一裁判官の補足意見および三浦守裁判官の補足意見がある。

〔評　釈〕

決定要旨に賛成する。

一　本決定の意義(1)

再生計画の不認可事由の一つとして、再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったときがある（民事再生法一七四条二項三号）。これには、議決権を行使した再生債権者が詐欺、強迫又は不正な利益の供与等を受けたことにより再生計画案が可決された場合はもとより、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も含まれると解されている（後述二1参照）。

本決定は、本件和解契約の締結が、再生債権者に一方的に有利なものではなく、再生債務者にとっても合理性があるものであることから、専ら再生債権者の議決権行使に影響を及ぼす意図で締結されたとまではいえないことなどの事情に照らし、本件和解契約の締結が、再生債権者に対して不正な利益を供与するものであるとも信義則に反する行為にあたるとも断じ難いため、再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとまではいえないと判示した事例としての意義がある。

以下、不正の方法の意義、特別の利益供与に関する規定の沿革、特別利益供与の要件、および再生債務者にとっての合理性について検討した後、本決定の射程について言及する。

二　不正の方法の意義

1　先　例

民事再生法一七四条二項三号は不認可事由の一つとして、「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」（以下、不正の方法という）がある。不正の方法の意義について、最決平成二〇年三月一三日民集六二巻三号八六〇頁(2)（以下、平成二〇年最決という）は、「議決権を行使した再生債権者が詐欺、強迫又は不正な利益の供与等を受けたことにより再生計画案が可決された場合はもとよ

り、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も含まれる」とする。平成二〇年最決は、頭数要件（民再一七二条の三第一項一号）を満たす見込みがない状況の下、再生債務者の取締役が回収可能性のない債権を一部譲渡したことにより頭数要件を充たして再生計画案が可決された事案について、信義則違反を認めて、不正の方法に該当することを肯定して原審の不認可決定を維持したものである。

最決平成二九年一二月一九日民集七一巻一〇号二六三二頁[3]（以下、平成二九年最決という）は、小規模個人再生における住宅資金特別条項を定めた再生計画の不認可事由としての不正の方法（民再二〇二条二項四号）に関するものであるが、不正の方法について平成二〇年最決を引用した上、虚偽の債権を意図的に債権者一覧表に記載するなどして再生計画案を可決にいたらしめたことが疑われる事案について、信義則違反行為に基づいてされた疑いがあるとして原々審への差戻しをした原審を維持したものである。

2　学　説

不正の方法（民再一七四条二項三号）の意義について学説は、従来から信義誠実に反するあらゆる行為と解する学説が有力であった[4]。平成二〇年最決によって有力学説に沿う解釈が示された後は、不正の方法に信義則違反を含める見解が多くなっている[5]。不正の方法の内容については、再生債権者に対して、詐欺、脅迫、賄賂その他の再生計画の条件によらない特別な利益を与え、あるいは与える約束をするなどして、計画案に賛成させ、期日に欠席させ、または虚偽の債権を届出させることなどが含まれる[6]。

学説においては、詐欺、脅迫、賄賂等の不正の利益供与等の上位概念として信義則違反をとらえる一元的理解の立場と、詐欺、脅迫、賄賂等の不正の利益供与等と信義則違反とを並列的にとらえる二元的理解の立場がある。両者に実質的に大きな違いはないと考えられてきたところ、近時、二元的理解の立場から、詐欺、脅迫、賄賂等は、法的手続としての公正性・正当性あるいは再生手続に対する一般的信頼を害するもので、行為主体を問わず不正の方法となる「絶対的不正の方法」であるのに対して、信義則違反は、利害関係人の手続が適正に（あるいは公平誠実に）実施されることに対する信頼を保護法益とするもので、信義則が妥当する関係にある者の間においてのみ認められる「相対的不正の方法」と対置しつつ、不正の利益供与については、贈収賄罪の賄賂を構成する違法性のある利益供与は「絶対的不正の方法」にあたり、信義則の観点から不当と評価さ

れるにとどまる利益供与については、「相対的不正の方法」にあたるとする注目すべき学説が現れている。[7]

以上、近時の学説において二元的理解について詳細な議論がされているものの、信義則違反該当性の問題はそれに該当すると判断された事例や信義則違反単独で詳細に検討された事例でなければ分析が難しい面があることから、以下では、前記の議論に深入りせず、不正の利益供与（特別利益供与）該当性を中心に本決定を検討する。

なお、不正の方法の行為主体については、再生債務者または第三者とする見解[8]と再生債務者等の再生計画案の提出者とする見解[9]に分かれる。後者の見解に管財人は当然含まれるが、管財人は再生計画案の可決に職務上の利益を有するとみられるという理由により、前者の見解における第三者に管財人は含まれると解する有力説がある。[10]本件ではとくに問題となっていないが、以下では、第三者という文言および有力説に従い、管財人が不正の方法の行為主体に含まれることを前提として検討する。

判例における「不正な利益」と学説における「特別の利益」が同義であるかという問題については、次述**三**において沿革とともに検討する。

三　特別の利益供与に関する規定の沿革

1　不正な利益と特別の利益

平成二〇年最決と平成二九年最決は、いずれも不正の方法の例として、不正な利益供与を挙げる。従来は、不正な利益ではなく特別の利益という表現が用いられていたが、平成二〇年最決は不正な利益と言い換えた。この言い換えによって、「不正な利益」と学説における「特別の利益」は同義であるかという問題が生ずるが、従来の議論を覆す意図はなく、不正な利益と特別の利益は基本的に同義であると解するのが有力説である。[11]この問題に関連する規定の沿革を確認しておこう。

2　民事再生法の制定

平成一六年法律七五号による改正前の破産法（以下、旧破産法という）三〇五条（強制和議に関する規定）、同条を準用する和議法四九条二項、および平成一四年法律一五四号による改正前の会社更生法（以下、旧会社更生法という）二三一条において、和議条件等によらない債権者等への特別の利益の供与を無効とする旨の規定（以下、特別利益供与の無効又は特別利益供与の無効規定という）が存在していた。学説は、不正の方法（旧破三一〇条一項三号、和議五一条三号）又は公正な方法（旧会更二三三条一項三

号）の解釈にあたり、特別利益供与の無効規定との関係を意識して、「特別の利益」供与という表現を用いてきた。[12]その後、民事再生法（平成一一年法律二二五号）制定時に、和議法四九条二項による破産法三〇五条の準用という規定から、特別利益供与の無効を直接の内容として定める民事再生法一六二条[13]へと改正されたものの、実質的内容は民事再生法に引き継がれていた。[14]

3　会社更生法の改正

特別利益供与の無効規定である旧会社更生法二三一条は、会社更生法改正（平成一四年法律一五四号）の時に削除された。同条の削除理由としては、法制審議会倒産法部会における議論が参考になる。同部会において、同条に対して立法論的批判[15]があることおよび実務上利用されていないことが挙げられ、破産法三〇五条について和議の成立をゆがめる意図があった場合にのみ適用があるとする大審院判例の存在、第三者が計画の成立をゆがめるために特別の利益を裏で供与することは計画の有効性に関しては旧会社更生法二三三条一項三号（不正の方法）で対応でき、利益供与自体も一般条項で無効にできることが指摘され、結局、本条を削除しても実質的に規律は残るという認識が示されていた。[16]

4　破産法改正と整備法

旧破産法三〇五条は、破産法改正（平成一六年法律七五号）の時に強制和議の廃止に伴い削除された。その際、現行破産法とともに制定された整備法[17]（平成一六年法律七六号）により、民事再生法一六二条（特別利益供与の無効規定）が廃止された（同法新一六二条は新株発行に関する定めについての内容に置き換えられた）。民事再生法における特別利益供与の無効規定の廃止理由は不明であるが、会社更生法の改正論議を参照する限り、廃止をしても同法一七四条二項三号（不正の方法）で対応でき、一般条項で無効にできることから実質的に規律は残るという理由で廃止されたものと考えられる。

以上の特別利益供与の無効規定の沿革をみると、民事再生法における特別利益供与の無効規定（民事再生法旧一六二条）を削除したことには、不正の方法（民事再生法一七四条二項三号）の解釈自体を変更する意図はなかったと考えることができる。したがって、有力説に従い、不正な利益供与と特別利益供与は同義であると解するべきである。そうすると、特別利益供与の要件が何かが問題となる。

四　特別利益供与の要件

1　計画案に関し供与されたもの

学説は、旧会社更生法二三一条における特別利益供与の要件として、「計画案に関し供与されたもの」であることを要件の一つと考えており、この要件に関しては、①行為の時期、②他の理由のある行為、③決議に関することの三点について検討されている。[18] 学説は、本件と関係する②について、管財人が更生債権の主張を争い権利の一部を承認する反面、一定の利益の供与を約することを具体例として挙げつつ、この問題は結局、和解内容の相当性に帰し、相当な和解のために提供された利益は計画案に関し供与されたものではないというほかない、旧会社更生法五四条六号（裁判所の要許可行為の列挙）による許可があったときは原則として相当な和解といえるであろうと論じていたことが注目される。[19]

本決定は、本件和解契約が「専らBの議決権行使に影響を及ぼす意図」で締結されたものとまではいえないとしている。前記学説を前提とすると、この部分は次のとおりに解することができる。すなわち、本件和解契約の締結について、特別利益供与の該当性を肯定するには、「計画案に関し供与されたもの」であることが必要であるところ、本件和解は再生債務者にとっても合理性がある相当な和解（つまり他の理由のある行為）であるため、「計画案に関し供与されたもの」にあたらず、特別利益供与に該当しないと判断をしたものと解することができる。

前記学説は、さらに、和解について裁判所の許可があれば原則として相当な和解といえるであろうとしていたが、[20] 本決定法廷意見は、「本件和解契約の締結の経緯等」という表現はあるものの、明確に裁判所の許可があることに言及しない。この点、菅野＝草野補足意見は、「管財人に説明を求め得る立場にあり事案を了知している本件再生裁判所が本件和解契約の締結を許可している」ことを考慮要素とするのに対して、三浦補足意見は、裁判所の許可自体は再生債権者の利益保護に関する仕組みがなく、再生計画認否の手続は改めて裁判所の審査により少数債権者の保護等を図ろうとするものであることを理由として、裁判所の許可は不認可事由がないと判断する理由にならないとする。裁判所の許可に関するこうした意見の相違が、本決定法廷意見において本件和解が裁判所の許可を得ていたことの意味について明確な言及がない要因であると思われる。

2　特別利益供与の無効と主観的要件

和議法四九条二項（特別利益供与の無効規定）の趣旨は

決議の公正を図ることにあるため、特別利益供与に該当するには、和議提供者および特別利益を受ける和議債権者に特別利益供与を和議の成立に利用するという主観的意思が必要であると解するのが通説・判例であった[21]。民事再生法旧一六二条（特別利益供与の無効規定）に関しても通説とされ[22]、旧会社更生法二三一条（特別利益供与の無効規定）に関する学説も主観的意図が必要とする[23]。

特別利益供与の無効規定について主観的意思を必要とする解釈が通説・判例であったことから、不正の方法としての特別利益供与についても主観的意思を要件とする解釈もありえよう。

しかし、学説は、主観的意思について、和議法五一条三号（不正の方法）における特別利益供与の記述において、その行為が「無効となるためには」その供与を和議の成立に利用する意識をもってしたことを要するというのが判例であると記述する[24]。旧会社更生法に関する学説も、旧会社更生法二三一条（特別利益供与の無効規定）について、「本条による無効が認められるためには」としている。したがって、学説は主観的意思を特別利益供与の無効の場面に限定した要件と考えていた可能性が高い。

本決定の「専らBの議決権行使に影響を及ぼす意図」について、主観的意思を要件としたとみることは可能であるが[25]、主観的意思を要件とすることは従来の学説に忠実とは言えない。また、主観的意思を要件としていると考えると、利益供与の「不正」性や目的の不当性を過度に重視するものであるとの批判が妥当しよう[26]。

以上より、本決定は、特別利益供与の存否について、旧会社更生法における学説に従い、「計画案に関し供与されたもの」について判断したものと位置づけるべきである。本決定は、和解契約の内容・締結の経緯や再生債務者等の客観的状況から再生債務者にとっても合理性があることを認定し、相当な和解であるため、「計画案に関し供与されたもの」にあたらず、特別利益供与の該当性を否定したものであると解される。

そうすると、いかなる和解であれば、再生債務者にとっても合理性がある相当な和解といえるのかが次に問題となる。

五　再生債務者にとっての合理性

1　債権確定手続と和解

債権確定手続における和解の契機は何か。倒産債権は、届出・認否の段階で証拠資料の提出等に基づく事実確認・

金額調整の作業がされることから、査定手続等に進む事案には認定困難な事実的要素を含むものが多いといえる一方、倒産債権の性質上、確定しなければ弁済を受けられず、しかも一般的にかなり低率の弁済にとどまることから、費用と手間をかけることが経済合理性に合わず、債権者にとっての和解の契機となるとの指摘がある。[27]

和解方法については、債権確定手続上の和解も可能と解されるが、届出債権の量的な一部を認める和解にあたっては、和解調書を作成せずに、債権届出の一部取下げと異議の一部撤回による裁判外の合意による簡易な処理も可能であり、査定決定前の段階であれば、そのような和解が多いといわれる。[28]本件においては、裁判外の和解（AB間の和解契約の締結）がされている。

2　本件債権確定手続の特色

執行力のある債務名義のある再生債権（以下、有名義債権という）の確定を妨げるには、異議者等が再生債務者等のすることのできる訴訟手続によって異議を主張する必要がある（民再一〇九条一項）。本件公正証書のある本件届出債権に対して管財人が否認して本件届出債権の確定を妨げるには、請求異議の訴えを管財人が提起する必要があった。本件和解に基づく請求異議訴訟の取下げ（条項①）によって、本件届出債権は異議等がなかったものとみなされて確定し（民再一〇九条四項、一〇四条一項）、Aの計画弁済義務が確定する。

他方、再生債務者Aの財産であるA届出債権（不当利得返還請求権）は、無名義債権であり、Bの再生手続において債権確定させるには、異議等があった場合、届出債権者（管財人）が査定申立てをする必要がある（民再一〇五条一項）。本件和解に基づく査定申立ての取下げ（条項②）によってA届出債権は確定せず（民再一〇五条一項参照）、Aが計画弁済を受けられないことになる。その結果、AはB再生手続における議決権を一切取得しないが、解決金（条項③）の取得は、A届出債権について、実質的には、本件届出債権の実体的利益（約六四〇万円）の計画弁済に対応する債権額を確定させたのと同じ効果をもつことになる。

3　債権確定訴訟等の取下げと計画案への賛成

利益供与の態様については、旧会社更生法二三三条一項三号（現会社更生法一九九条二項四号）に関するものではあるが、計画案に同意するなら、係属中の権利確定訴訟を取り下げるとか和解に応ずると約束することは特別利益供与にあたるとする見解が有力である。[29]有力説は、計画案の

同意と引き換えに更生債権等の承認がされる和解は特別利益供与に該当するということであり、係属中の債権確定訴訟を取り下げることと再生計画案に賛成することが和解の内容に含まれている限り、原則として、その和解には特別利益供与があることになると考えることができるとする。(30)

三浦補足意見も、和解契約において再生債権者に一定の利益を供与してその再生計画案への同意を義務とすることについては、管財人の善管注意義務を前提に、慎重な検討が必要であると指摘していることから、有力説の立場に近いとみることができる。

これに対して、菅野＝草野補足意見は、一部債権者との和解が直ちに不正の方法にあたることはないとすることから、債権確定手続における和解が不正の方法にあたることはないという点を強調する。もっとも、同補足意見も、他の再生債権者に不信感・不公平感を抱かせるものは慎重な検討が必要とすることから、結局は、本件和解のような係属中の債権確定手続の取下げと再生計画案への賛成を含む和解条項は、他の再生債権者に不信感・不公平感を抱かせるものにあたると考えているといえよう。

以上のように、有力説、三浦補足意見、菅野＝草野補足意見のいずれの立場からも、本件和解契約は、外形的にみると基本的に不正の利益の供与にあたるようにみえる。それにもかかわらず、本件和解契約が再生債務者にとっての合理性（和解の相当性）があるとされた要因は何かが問題となる。

4　確定した債権の存否の審査

債権確定手続において既に債権が確定している場合、不認可事由の審理において、確定した債権の実体法上の存否について、あらためて審査して不認可事由の審理・判断をすることが許されるかが問題となる。この点、平成二九年最決は小規模個人再生において不認可事由の検討にあたり実体法上の債権の存否について審査することは許されるとしており、多数説は平成二九年最決の立場は通常再生にも及ぶと解している。(31)

本決定は、不認可事由の審査において、本件公正証書など確定した債権の実体法上の存否を裏付ける証拠の有無を審査していることから、不認可事由の審理において、確定債権の実体法上の存否についてあらためて審査することが許されるとする平成二九年最決の立場を通常再生において妥当させた最高裁決定としての意義を有する。

なお、再生債務者財産であるA届出債権の存否についても審査しているがこれはAの再生手続における再生債権確

定の問題ではなく管財人の側からみると再生債務者財産の価値評価の問題である。

本決定は、一方で、本件和解契約締結当時、本件届出債権の存在等を裏付けるものとして双方の弁護士を代理人に選任して作成された本件公正証書が存在することを挙げ、他方で、管財人が本件届出債権の不存在およびA届出債権の存在を裏付ける確たる証拠（元理事の協力など）を有しているとはいい難い状況にあったことを挙げている。

そうすると、本件届出債権は実体法上存在する蓋然性の高い債権であり、和解条項①の請求異議の訴えの取下げは、実体的利益をBに付与するものとはいえない。A届出債権は実体法上存在する蓋然性の低い債権であり、和解条項②の査定申立ての取下げは、実体的利益をBに付与するものではなく、解決金（和解条項③）によって、むしろAに実体的利益のある和解であることを示唆する。[32]

5　実体法上の債権の存在と不正の利益

そこで、再生債権が実体法上存在する場合、それを争わずに認めることが債権者に対する特別利益供与になると考えるべきかが問題となる。

有力説は、未確定の債権額を確定させて債権確定手続を終了させる点に債権者側の利益（債務者側の譲歩）を見出すことができるとする。[33] この見解は、①和解が互譲であることを前提に、債権額を認めることは理論的に必ず管財人側の譲歩のはずである、②実質的にみても債権者の主観としては当該債権額の確定を勝ち取りたいという認識があるはずであり、債権者側から見れば、当該債権額の確定は債権者側の利益（管財人の譲歩）になっているはずであるという。[34]

債権確定手続を終了させる点に債権者への利益供与（管財人の譲歩）を見出すことができるとしても、客観的にみて債権者に実体的利益がない和解の場合、特別利益供与があったとみるべきではない。債権確定手続の終了は性質上両者に利益となるものであり、再生債務者の場合は迅速な手続進行および事業再生の観点から迅速な債権確定手続終了に多くの利益をもつと考えることもできる。にもかかわらず、債権確定手続の和解による終了が特別利益供与であるとすると、本件のように双方が再生債務者等の場合において、再生債務者等は、公平誠実義務・善管注意義務を全うすべく、不必要に時間と費用をかけて判決取得まで争い続けざるを得なくなるであろう。

したがって、特別利益供与の有無は、原則として債権者への実体的な利益の有無で決めるべきであり、債権確定手

続の終了の利益のみをもって特別利益供与があったと考えることはできないように思われる。

本件と異なり、たとえば、実体法上存在する債権を有する数名の債権者が債権届出の撤回や査定申立ての取下げという実体法上は債権者にとって不利な和解をしたが、じつはその中の特定の債権者にのみ再生債務者等が計画によらないで全額弁済していた場合は、特別利益供与にあたるが、これは、届出の撤回や査定申立ての取下げではなく、計画によらない弁済行為が特別利益供与にあたる。[35]

六　本決定の射程

本件は、法人である再生債務者の管財人が再生計画案に賛成する旨の条項を含む和解をした事案において、債務者にとっても合理性のある和解（相当な和解）であることから不正な利益供与とまではいえず、「不正の方法」該当性を否定した判例としての意義がある。

再生手続においては、何らかの不認可事由が認められる場合に限って不認可決定をなし、それ以外の場合は認可決定する仕組みである（消極要件主義。民事再生法一七四条二項柱書参照）。これに対して、更生手続においては、法定の要件がすべて具備される場合に限り、認可決定する（積極要件主義。会社更生法一九九条二項柱書）。[36]

それゆえ、再生手続では、不認可事由である「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」（民再一七四条二項三号）に該当する事実が認められる場合にのみ不認可決定がされるのに対して、更生手続では、「更生計画の決議が誠実かつ公正な方法でされたこと」（会更一九九条二項四号）と認めることができない限り、不認可決定がされる。

これまで検討してきた通り、不正の利益供与（特別利益供与）の意義は、民事再生法における不正の方法の解釈と会社更生法における公正な方法の解釈とで異なるものでない。しかし、本決定は、「不正の方法によって成立するに至ったとまではいえない」との理由によって不認可事由がないと認定しており、「公正な方法でされた」ものとは認定していない。したがって、本決定の射程は、更生手続には及ばない。本件と同様の事案について更生手続において更生計画の認否が判断される場合、不正の利益供与の判断枠組み自体は、本件と同様に、更生会社にとっても合理性のある相当な和解か否かを検討することになるであろうが、その際に、「公正な方法」と認めるに足りる的確な事情を管財人側で主張立証する必要があろう（菅野＝草野補足意

見参照）。つまり、本決定の結論の射程は、更生手続には及ばず、本件と同様の事案であれば、「公正な方法」とまではいえないとされて、更生計画の不認可決定がされる可能性が高いと考える。

（1）本件評釈として、北島典子「判批」新・判例解説Watch三一号（二〇一二年）二四三頁、杉本純子「判批」ジュリスト一五八三号（二〇二三年）一一〇頁、園尾隆司「判批」判例秘書ジャーナルHJ一〇〇一三七（二〇二二年）、高田賢治「判批」法教五〇〇号（二〇二二年）一〇五頁等。本件原審段階のYの依頼により提出された意見書に基づく論考として、山本和彦「再生計画案に対する賛成を条件とする和解と不正な利益供与」NBL一二一七号（二〇二二年）四頁がある。

（2）解説として、市川多美子「判解」最判解平成二〇年度〔民事篇〕（二〇一一年）一六六頁、評釈として、倉部真由美「判批」ジュリスト一三七六号（二〇〇九年）一五九頁、福岡真之介「判批」松下淳一＝菱田雄郷編『倒産判例百選〔第六版〕』（二〇二一年）一八八頁、村田典子「判批」法学研究八二巻四号（二〇〇九年）一七二頁、山本和彦「判批」金法一八七六号（二〇〇九年）四八頁など。

（3）解説として、土井文美「判解」最判解平成二九年度〔民事篇〕（二〇二〇年）八四六頁、評釈として、浅野雄太「判批」法政研究八六巻一号一九三頁（二〇一九年）、稲田正毅「判批」新・判例解説Watch二三号二一九頁、河村好彦「判批」法学研究九二巻九号（二〇一九年）八一頁、川嶋隆憲「判批」松下＝菱田編・前掲注（2）一九〇頁、佐藤鉄男「判批」判例評論七一七号（二〇一八年）一六六頁、服部敬「判批」金法二〇九七号（二〇一八年）五二頁、藤本利一「判批」私法判例リマークス五七号一三六頁（二〇一八年）、山本和彦「判批」金法二〇八五号（二〇一八年）六頁など。

（4）園尾隆司＝小林秀之編『条解民事再生法』（弘文堂、二〇〇三年）六八六頁〔三木浩一〕。和議法五一条三号につき、麻上正信＝谷口安平編『注解和議法〔改訂〕』（青林書院、一九九三年）四〇一頁〔福永有利〕。

（5）伊藤眞『破産法・民事再生法〔第五版〕』（有斐閣・二〇二二年）一一一三頁、全国倒産処理弁護士ネットワーク編『新注釈民事再生法（下）〔第二版〕』（金融財政事情研究会、二〇一〇年）一一一頁〔須藤力〕など。

（6）園尾隆司＝小林秀之編『条解民事再生法〔第三版〕』（弘文堂、二〇一三年）九二一頁〔三木浩一〕、伊藤・前掲注（5）一一一三頁など。

（7）実質的に大きな違いはないとするものとして山本・前掲注（1）六頁がある。これに対して、山本研「再生計画不認可事由としての『不正の方法』―行為類型と行為主体の

関係を中心として―」民事訴訟雑誌六九号二五頁は、二元的理解に基づき絶対的不正の方法と相対的不正の方法とに分けて、行為主体と関連させつつ、本決定を検討した上、本件和解には大きな問題があったと評する論考である。

(8) 園尾＝小林編・前掲注(6)九二一頁〔三木〕。

(9) 伊藤・前掲注(5)一一一三頁。

(10) 山本・前掲注(1)七頁。

(11) 山本・前掲注(1)六頁。

(12) 北島・前掲注(1)二四五頁、二四六頁注九参照。

(13) 「再生債務者又は第三者が、再生計画の定めによらないで、ある再生債権者に特別の利益を与える行為は、無効とする。」

(14) 当時の民事再生法一六二条の法文を掲載するものとして、花村良一『民事再生法要説』（商事法務研究会、二〇〇〇年）四四六頁、園尾＝小林編・前掲注(4)六四五頁〔那須克巳〕がある。

(15) 議事録に文献への言及はないが、同条に対する立法論的批判として、三ケ月章ほか『条解会社更生法（下）』（弘文堂、一九七四年）五七八―五八〇頁が存在した。

(16) 法制審議会倒産法部会第一五回会議議事録（平成一四年七月二六日）参照。

(17) 破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

(18) 三ケ月ほか・前掲注(15)五八三―五八四頁。

(19) 三ケ月ほか・前掲注(15)五八四頁。

(20) 三ケ月ほか・前掲注(15)五八四頁。

(21) 麻上＝谷口編・前掲注(4)三八八頁〔竹田稔〕。強制和議についての大判昭和九年八月一〇日民集一三巻二三号二一一一頁は和議提供者または特別の利益を受ける債権者とする。

(22) 園尾＝小林編・前掲注(4)六四六頁〔那須〕。

(23) 三ケ月ほか・前掲注(15)五八五頁。

(24) 麻上＝谷口編・前掲注(4)四〇二頁〔福永〕。

(25) 北島・前掲注(1)二四六頁。

(26) 山本・前掲注(1)一〇頁。

(27) 増田勝久＝古谷恭一郎『和解の基礎と実務』（有斐閣、二〇二二年）二八一頁参照。

(28) 増田＝古谷・前掲注(27)二八一頁、二八四頁。

(29) 三ケ月ほか・前掲注(15)六二八頁。

(30) 山本・前掲注(1)七―八頁。

(31) 浅野・前掲注(3)二〇三頁、市川・前掲注(2)一七五頁、稲田・前掲注(3)二二二頁、河村・前掲注(3)九一頁、川嶋・前掲注(3)一九一頁、服部・前掲注(3)五五頁。

(32) 三浦補足意見は債権者Bへの実体的利益の供与・移転とはいい難いとする。

(33) 山本・前掲注(1)九頁。この考え方は、紛争を終結させることも譲歩であるとする民法上の和解契約や訴訟上の

和解における一般的な見解であるとする。三浦補足意見も、債権者Bにとって紛争全体を適切かつ早期に解決するという点で利益をもたらすことは否定できないとする。

(34) 以上について、山本・前掲注(1)九―一〇頁。

(35) 更生手続の事案について、三ケ月ほか・前掲注(15)六二八頁、福岡地小倉支決昭和四二年三月四日下民集一八巻三・四号二一六頁の事案参照。

(36) 伊藤眞『会社更生法・特別清算法』(有斐閣、二〇二〇年)六六五頁、北島・前掲注(1)二四五頁参照。

高田　賢治